

幼稚園教諭免許状 免許法附則第18項

【基礎資格・必要在職年数】※施行規則附則第8項に規定する施設の保育し

- 二種免許状 保育士の資格を有すること
- 基礎資格取得後に保育士としての最低在職年数 3年以上及び勤務時間の合計4,320時間以上
- 一種免許状 保育士の資格を有すること、学士の学位を有すること
- 基礎資格取得後に保育士としての最低在職年数 3年以上及び勤務時間の合計4,320時間以上

【必要単位】

- 最低修得単位数を満たしていること
(本特例制度が施行される前に修得した単位、基礎資格を取得する前に修得した単位、実務経験の要件を満たす前に修得した単位も含めることができる 文科省Q&A)

受けようとする免許状の種類	幼稚園教諭一・二種免許状	最低在職年数に加え、幼保連携型認定こども園での保育教諭等として2年かつ2,880時間以上の実務経験を有する場合	修得単位
最低修得単位数	保育内容の指導法に関する科目並びに教育の方法及び技術に関する科目	2以上	1以上
	教育の基礎的理解に関する科目（教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）に係る部分に限る。）	2以上	2以上
	教育の基礎的理解に関する科目（教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）に係る部分に限る。）	2以上	2以上
	教育課程の意義及び編成の方法に関する科目	1以上	1以上
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（幼児理解の理論及び方法の係る部分に限る。）	1以上	-
合計	8	6	

※1 施行規則附則第10項第3号（平成元年以降に修得した単位があれば利用可能 文科省Q&A）

この表により免許状の授与を受けようとする者が上記の規定により修得するものされる科目の単位を修得したものであるときは、その者は、その修得した科目の単位を含めることができる。

※2 施行規則附則第10項備考第4号

幼稚園教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者について、第二欄に定める最低在職年数に加え、幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する在職年数が二年以上（勤務時間の合計が二千八百八十時間以上の場合に限る。）あるときは、第二号イ及びホに定める科目について、それぞれ一単位を修得したものとみなして、この表を適用する。

（修得必要単位）

「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の修得にあたっては、日本国憲法の内容（とりわけ第26条（教育を受ける権利））が取り扱われるよう留意すること。66条の6「日本国憲法」を修得していれば良い。

平成12年度以前に修得した単位は、「教職の意義及び教員の役割」及び「教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）」がないため、当該事項に係る単位は新たに修得する必要がある。

（経験年数）

幼稚園・幼保連携こども園の園長副園長職は換算できない。施行規則附則第8項第3号関係（認可保育園等・指導監督基準を満たす旨の証明書を受けてない認可外は不可）の園長副園長職は換算できる。